

福島牛「福粕花」ロゴマーク デザインマニュアル

FUKUHAKKA LOGO DESIGN MANUAL

福島牛「福粕花」(ふくはっか)

- 「ふくしまプライド。」を体現した、福島牛を牽引していく新ブランド。
- プレミアム感を表現した王道的なデザイン。
- 特徴である“甘い華やかな香り”を想起させる演出。
- 牛のシルエットにより「牛肉ブランド」であることをスピーディーに伝達。
- 酒粕を花に例え、福島を連想させつつ、おめでたく華やかな印象を目指した。
また、本銘柄は格付5等級に限られることから、高級感のある上品なネーミングとした。
- 「酒粕を食べた福島牛」定義(R6/2/20)
マニュアルに則して出荷前の90日間、1頭あたり約100g/日の
県内産酒粕(酒粕を乾燥させたパウダー)を給与した福島牛で、格付5等級のもの。

【登録商標】



【権利者】 福島県

【登録番号】 登録第 6937656 号

【登録日】 令和 7 年 6 月 12 日

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

・【第 29 類】

【指定商品（指定役務）】 福島県産の牛肉を主原料とする菓子，福島県産の牛の牛脂，福島県産の牛肉，福島県産の牛肉製品，福島県産の牛肉を主材とする調理済み惣菜，福島県産の牛肉を用いたカレー・シチュー又はスープのもと，福島県産の牛肉を用いたお茶漬けのもと，福島県産の牛肉を用いたお茶漬けのり，福島県産の牛肉を用いたふりかけ，福島県産の牛肉を用いたなめ物

・【第 30 類】

【指定商品（指定役務）】 福島県産の牛肉を用いた食品香料（精油のものを除く。），福島県産の牛肉を加味した菓子（肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。），福島県産の牛肉を用いたパン，福島県産の牛肉を用いたサンドイッチ，福島県産の牛肉を用いた中華まんじゅう，福島県産の牛肉を用いたハンバーガー，福島県産の牛肉を用いたピザ，福島県産の牛肉を用いたホドドッグ，福島県産の牛肉を用いたミートパイ，福島県産の牛肉を用いた調味料，福島県産の牛肉を用いたぎょうざ，福島県産の牛肉を用いたしゅうまい，福島県産の牛肉を用いたすし，福島県産の牛肉を用いた弁当，福島県産の牛肉を用いたラビオリ，福島県産の牛肉を用いた即席菓子のもと，福島県産の牛肉を用いたパスタソース

・【第 31 類】

【指定商品（指定役務）】 福島県産の牛用飼料，福島県で肥育された牛（食用のものを除く。）

・【第 43 類】

【指定商品（指定役務）】 福島県産の牛肉を用いた飲食物を提供する宿泊施設の提供，福島県産の牛肉を用いた飲食物を提供する宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ，福島県産の牛肉を用いた飲食物の提供

基本形1 横組



基本形2 縦組



小スペースや小サイズでの利用推奨デザイン

原則、前項の金角モチーフありのロゴを使用することを前提としますが、金角モチーフを入れるスペースがない場合など、特別な事情がある場合は、金角モチーフを取ったロゴを使用可能です。ただし、金角モチーフを取った場合、同時に「」は外すことが必須となります。金角モチーフを取った場合において、「」は商標上保護されませんので、必ず遵守いただきますようお願いいたします。

小サイズ1 横組



小サイズ2 縦組



単色



ショルダー無し



ショルダー/英文無し



基本カラー



C:35% M:30% Y:70% K:0%
R:181 G:170 B:95

C:18% M:15% Y:48% K:0%
R:218 G:209 B:148

C:0% M:0% Y:0% K:100%
R:0 G:0 B:0

モノクロ表示



K:55%
R:148 G:148 B:148

K:20%
R:220 G:221 B:221

K:100%
R:0 G:0 B:0

濃色ベース時表示



C:35% M:30% Y:70% K:0%
R:181 G:170 B:95

C:65% M:61% Y:100% K:0%
R:114 G:103 B:49

C:0% M:0% Y:0% K:100%
R:0 G:0 B:0

アイソレーション(保護エリア)

ロゴマークの表示は独立性、識別性をもって行うことが重要なため、表示する際にはその周辺に一定のアイソレーション(不可侵領域)を設け、この領域内には他のデザイン要素や文字などを表示してはいけません。

下図に示したのは、確保すべき最小限の保護エリアですが、表示にあたっては可能な限り大きな余白スペースを設けるよう配慮してください。



JA全農福島が商標権を持つ「福島牛」ロゴと併記する場合は、福島県ならびにJA全農福島と協議するものとします。

このページには、ロゴマークを表示する上で誤りがちな使用例を示しています。
 一貫したブランドコミュニケーション展開を行うためにも、ロゴマークの誤用は避けてください。



太さを変えてはいけません



指定カラー以外に変更してはいけません (単色表示も不可)



変形してはいけません



印刷物においてシャドウをつけてはいけません



書体を変えてはいけません



規定されている以外に文字組、バランスを変えてはいけません



他のデザイン要素を加えてはいけません



アウトライン表示やフチの色を変えてはいけません